参加費
無料
（事前申込制）

いよいよ２０２７年１月スタート！

# こどもNISA

こどもNISA
口座開設
好評受付中♪

# オンラインセミナー

お子さまの未来のために、
まずは知ることから一緒にはじめませんか？

～「こどもNISA」の制度のポイントと資産形成や教育資金準備等について解説します～

## 第１回

日時：２０２６年１２月１９日（土）　１０：００▸１０：４５

開催形式：ＺＯＯＭ

テーマ

「家族の未来を考える！子育て世代のための資産形成方法」

講師：三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社



## 第２回

日時：２０２７年１月１６日（土）　１０：００▸１０：４５

開催形式：ＺＯＯＭ

テーマ

「子どもの将来にそなえる、やさしいお金の話
～こどもNISAで考える教育資金づくり～」

講師：野村アセットマネジメント株式会社



## お申込み方法

### ＷＥＢ申込

右記QRコードまたは佐賀銀行ＨＰ（各種セミナー情報）よりお申込みいただけます。

### 申込締切

第１回：２０２６年１２月１５日（火）
第２回：２０２７年　１月１２日（火）

お申込はコチラ

### お問合わせ先　佐賀銀行 営業統括部

☎：0952-25-4564　（受付時間/9:00～17:00　土・日・祝日を除く）

●定員には限りがあります。
●予約キャンセルのご連絡は不要です。
●本セミナーでは、アプリケーション（ZOOM）のダウンロードが必須となります。
●セミナー参加用のZOOM ID、パスコードは、お申込み時にご登録いただいたメールアドレス宛に、開催前日までにご案内いたします。ドメイン「@info.sagabank.co.jp」のメールを受け取れるよう設定をお願いいたします。

このまちで、あなたと
佐賀銀行

# ＮＩＳＡ制度の概要

| | ＮＩＳＡ | | |
|---|---|---|---|
| | こどもＮＩＳＡ | つみたてＮＩＳＡ枠 | 成長投資枠 |
| 非課税保有期間 | １７歳まで*1 | 無期限 | |
| 対象年齢 | ０～１７歳*1 | １８歳以上 | |
| 年間投資枠 | ６０万円 | １２０万円 | ２４０万円 |
| 非課税保有限度額（総枠） | ６００万円 自動的に移動 | 計１，８００万円 | 成長投資枠は１，２００万円まで |
| 買付方法 | 積立のみ | １２０万円 | ２４０万円 |
| 投資対象商品 | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁の基準を満たした投資信託に限定） | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁の基準を満たした投資信託に限定） | 上場株式・投資信託等（整理・監督銘柄、信託期間２０年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託は除外） |
| 運用管理 | 一定の要件*2の下、１２歳以降は払出しが可 | 制限なし | |
| 併用の可否 | 不可 | 可 | |

出所：金融庁HP、金融庁「令和８年度税制改正について」等を基に作成しております。
※上記はＮＩＳＡ制度の概要を表示したものであり、全ての情報を網羅したものではありません。また、上記の説明は制度に基づく一般的なものです。作成時点における法令等を基に作成しており将来予告なく変更されることがあります。
＊1：１８歳に達した時点で、１８歳以上向けの制度に移行する仕組みとなります。
＊2：未成年者の同意を得て一定の条件が満たされれば、払出しは可能です。

## こどもＮＩＳＡについてのご留意事項

●NISA口座は、1人1口座に限り開設できます。また、成人向けのNISA口座と異なり、金融機関の変更はできません。（口座廃止後の再開設は可能）●既に保有している投資信託等をNISA口座に移すこと、また他の金融機関のNISA口座に移すことはできません。●年間投資枠はつみたて投資枠60万円、非課税保有限度額は総額600万円です。●こどもNISA口座の非課税投資枠に未使用分があっても、翌年以降に繰り越すことはできません。また、同一年中に商品を売却しても、その年に使用した投資枠は復活しません。●こどもNISA口座で生じた譲渡損失は、税務上ないものとみなされます。他の特定口座・一般口座で生じた譲渡益や配当等との損益通算および翌年以後への繰越控除はできません。●こどもNISAで運用する口座内の資産は、口座開設者本人に帰属する必要があります。親権者等が資金を拠出する場合、税務上贈与として扱われます。●元本払戻金（特別分配金）は、こどもNISA口座保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、NISA制度上の非課税メリットを享受できません。●18歳（※）までは、原則として払い出すことができません。それ以前に払出す際、所定の要件を満たさない場合は、こどもNISA口座は廃止され、過去に非課税とされた分配金等や譲渡益に対して課税されます。※口座名義人が3月31日時点で18歳である年の前年の12月末（例：高校3年生の12月末）

## 投資信託についてのご留意事項

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は、投資元本が保証されている商品ではありません。●チラシ中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。●投資信託のお申込み等の取扱いは佐賀銀行、設定・運用は投資信託委託会社、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入された投資家のみなさまご自身に帰属します。●投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これにともなうリスクは、投資家のみなさまご自身のご負担となります。●投資信託に係る手数料としましては、ファンドにより異なりますが、投資家のみなさまに直接ご負担いただく費用としまして、当行所定の申込手数料（申込金総額に対し最大3.300％（税込））がかかるほか、一部のファンドは換金時に解約手数料（1万口あたり最大110円）もしくは信託財産留保額（換金時の基準価額の最大0.5％）がかかります。また、保有期間中に、信託財産で間接的にご負担いただく費用といたしまして信託報酬（純資産総額に対し最大年率2.20％（税込））がかかるほか、組入有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用（運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません）がかかります。なお、当該手数料の合計額については、投資家のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。くわしくは、各ファンドの契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。ファンドごとの契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）は当行本支店等にご用意しています。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。●投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただき、ファンドの内容を充分にご理解のうえお申込みください。

● 商号等／株式会社佐賀銀行 登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第1号
● 主な事業／銀行業、登録金融機関業務
● 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会